

令和元年 7月23日

箕輪町議会議長 中澤 清明 様

箕輪町議会議員 寺平 秀行 印

箕輪町議会（委員・議員）派遣結果報告書

箕輪町議会議員の派遣等実施要領第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。  
記

研修名	議会運営における質問のあり方
研修の期間	令和元年7月22日（月）
研修の場所	東京都豊島区東池袋1-6-4
成果 （具体的に）	<p>議会運営における質問のあり方、政策サイクルの手法を学びました。</p> <p>A 質問のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の意義は「公開で討議する」こと</li> <li>・議員間の討議により議会の意思として昇華させなければならない</li> <li>・政策サイクルとはPCDAに討議と議決を加えたPDDDC A （P計画、D討議、D議決、D実践、C評価・検証、A改善）</li> </ul> <p>B 政策サイクル</p> <p>①論点整理（課題を明確につかむと、解決策も見えてくる）⇒所管事務調査事項に乗せる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（討議による論点の明確化の前提となる議員の意志）</li> <li>・反省会の実施（一般質問を題材に議員同士が意見を言い合う）</li> <li>・住民からの切実な要請をサイクルに乗せていく</li> </ul> <p>②所管事務調査権を活用した調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・討議空間の創出</li> <li>・常任委員会で調査、研究</li> </ul> <p>③提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書</li> <li>・決議</li> <li>・意見書</li> </ul> <p>所管事務調査・・・常任委員会が持っている、その部門に属する事務に関して調査を行う権限。</p> <p>所管事務調査権は町から提案された予算案や条例案などの議案を審査するのとは違い、常任委員会が自主的に調査事項を設定して調査を行うもの。</p> <p>議会運営委員会・特別委員会には調査権がある。</p> <p>C 議会広報の役割を「事後」報告のほかに「事前」報告の充実を</p> <p>現在の議会広報は、一般質問の内容や議決事項など「事後」報告に重点が置かれている。今後は所管調査事項など「事前」情報を載せて「議会は今こういうことに取り組んでいるんだ」と住民に発信することによって住民を巻き込んでいけるのではないか。現在、先進事例はない。</p>
委員会名 派遣議員名	寺平秀行、金澤幸宣、中村政義